

令和4年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 令和4年2月22日
- 2 招 集 日 令和4年3月1日
- 3 提出議案件数 33件
予 算 21件
条 例 8件
その他 4件
- 4 議案等件名
議案第3号 令和3年度西条市一般会計補正予算（第17回）
について
議案第4号 令和3年度西条市介護保険特別会計補正予算
（第4回）について
議案第5号 令和3年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予
算（第1回）について
議案第6号 令和3年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予
算（第1回）について
議案第7号 令和3年度西条市壬生川財産区特別会計補正予
算（第1回）について
議案第8号 令和3年度西条市公共下水道事業会計補正予算
（第1号）について
議案第9号 令和4年度西条市一般会計予算について
議案第10号 令和4年度西条市国民健康保険特別会計予算に
ついて
議案第11号 令和4年度西条市介護保険特別会計予算につい
て
議案第12号 令和4年度西条市港湾上屋事業特別会計予算に
ついて
議案第13号 令和4年度西条市ひうち地域振興整備事業特別
会計予算について
議案第14号 令和4年度西条市土地開発事業特別会計予算に
ついて
議案第15号 令和4年度西条市小松地域交流事業特別会計予
算について
議案第16号 令和4年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に
ついて

別
冊

議案第 17 号	令和 4 年度西条市畑地かん水事業特別会計予算 について		
議案第 18 号	令和 4 年度西条市庄内財産区特別会計予算につ いて		
議案第 19 号	令和 4 年度西条市壬生川財産区特別会計予算に ついて		
議案第 20 号	令和 4 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 予算について		
議案第 21 号	令和 4 年度西条市水道事業会計予算について		
議案第 22 号	令和 4 年度西条市病院事業会計予算について		
議案第 23 号	令和 4 年度西条市公共下水道事業会計予算につ いて		
議案第 24 号	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事 業所解体撤去工事委託契約の一部変更について	•	1
議案第 25 号	本谷温泉館指定管理に係る費用償還等請求事件 における和解について	•••••	2
議案第 26 号	西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定 管理者の指定について	•••••	3
議案第 27 号	西条市産業情報支援センターの指定管理者の指 定の期間の変更について	•••••	4
議案第 28 号	西条市成年後見制度利用促進審議会条例につい て	•••••	5
議案第 29 号	西条市総合支所設置条例等の一部を改正する等 の条例について	•••••	7
議案第 30 号	西条市個人情報保護条例及び西条市行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す る条例について	•••••	8
議案第 31 号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について	•••••	9
議案第 32 号	西条市特別会計条例の一部を改正する条例につ いて	•••••	11
議案第 33 号	西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例 の一部を改正する条例について	•••••	12
議案第 34 号	西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例		

	について	1 3
議案第 3 5 号	西条市が管理する道路の構造の技術的基準に 関する条例の一部を改正する条例について	1 4

議案第 24 号 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事委託契約の一部変更について

(衛生課)

1 提出の理由

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事に係る委託契約の一部変更について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西条市条例第48号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更契約金額

220,302,000円

(109,553,000円の減額)

(2) 契約の相手方

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

理事長 服部 正

(3) 変更内容

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターが行った工事契約における入札減少金の発生等を踏まえて、契約金額を変更するもの

議案第 25 号 本谷温泉館指定管理に係る費用償還等請求事件における和解について

(観光振興課)

1 提出の理由

本谷温泉館指定管理に係る費用償還等請求事件について、相手方と和解するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 和解の相手方

大阪府大阪府中央区平野町一丁目 8 番 11 号
桂経営ソリューションズ株式会社
代表取締役 桂 幹 人

(2) 和解の内容

- ア 市は、相手方に対し、解決金 6,000,000 円の支払義務があることを認め、これを令和 4 年 4 月末日限り、相手方の指定する預金口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
- イ 相手方は、市に対し、残置動産の所有権を放棄するとともに、市が残置動産を廃棄することを承諾する。
- ウ 相手方は、市に対し、市が相手方に対し弁済供託済みの金員（3,733,332 円）につき、供託不受諾を事由とした供託金の取戻しをすることを承諾する。
- エ 相手方はその余の請求を放棄する。
- オ 相手方及び市は、相手方と市の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- カ 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第26号 西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定管理者
の指定について

(公共施設マネジメント推進室)

1 提出の理由

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施設名	指定管理者候補
西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設	西条市交流チャレンジ推進グループ

3 指定の期間

令和4年7月1日から令和7年3月31日までの2年9か月間

議案第 27 号 西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定の期間の変更について

(産業振興課)

1 提出の理由

西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 施設の名称

西条市産業情報支援センター

3 指定管理者である団体

株式会社西条産業情報支援センター

4 指定の期間の変更

変更前 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

変更後 令和3年4月1日から令和4年6月30日まで

議案第 28 号 西条市成年後見制度利用促進審議会条例について

(包括支援課)

1 提出の理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「法」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関し調査審議することを目的として、西条市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 所掌事務（第 2 条関係）

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

ア 成年後見制度の利用の促進に関すること。

イ 法第 2 条第 3 項に規定する成年後見等実施機関の設立等に係る支援に関すること。

ウ 法第 14 条第 1 項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(2) 組織（第 3 条関係）

ア 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(ア) 法律に関し優れた識見を有する者

(イ) 医療又は福祉に関し優れた識見を有する者

(ウ) 成年後見制度に関し優れた識見を有する者

(エ) 関係行政機関の職員

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(3) 任期（第 4 条関係）

委員の任期は、3 年とする。

(4) 会長（第 5 条関係）

審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(5) 会議（第 6 条関係）

ア 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

イ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第 29 号 西条市総合支所設置条例等の一部を改正する等の条例
について

(職員厚生課)

1 提出の理由

今後更に厳しい財政状況が予想される中、総合支所及び出張所の組織、取扱業務等を整理し、組織及び業務の効率化、合理化及び適正化を図ることにより、持続可能な市民サービスを提供するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 西条市総合支所設置条例（平成16年西条市条例第9号）に定める総合支所について、東予総合支所にあつては、市民の利便性が急激に損なわれることのないよう、その機能をほぼ維持した西部支所とし、丹原総合支所及び小松総合支所にあつては、印鑑登録等の手続、住民票の写し、各種証明書等の発行、市税等の収納のほか、各種申請、届出等の受付、本庁又は西部支所への取次ぎ等の業務を行う丹原サービスセンター及び小松サービスセンターとする。
- (2) 西条市出張所設置条例（平成16年西条市条例第10号）を廃止する。
なお、同条例に定める各出張所については、西条市市民サービスコーナー設置規則（平成26年西条市規則第4号）に定める市民サービスコーナーとすることを予定している。
- (3) 西条市公告式条例（平成16年西条市条例第3号）に定める条例の公布等を行う掲示場について、西条市役所掲示場以外の掲示場を廃止する。
- (4) 西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成16年西条市条例第20号）に定める選挙公報の配布場所に関する規定を整備する。

3 施行期日

令和4年8月1日

議案第 30 号 西条市個人情報保護条例及び西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(総務課)

1 提出の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の一部が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）の廃止並びに統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、各法律の規定を引用する条例の規定について整備を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、西条市個人情報保護条例（平成 16 年西条市条例第 12 号）第 15 条及び第 45 条の改正規定については、令和 4 年 4 月 1 日

議案第31号 西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

本年度における国家公務員の給与の取扱いに鑑み、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 期末手当の支給月数の引下げ

<一般職の職員>

年 間		支給月数 4.3 月 (現行 4.45 月)		
支 給 期		期末手当	勤勉手当	計
4 年 度	6 月期	1.2 月(△0.075 月)	0.95 月(改定なし)	2.15 月(△0.075 月)
	1 2 月期	1.2 月(△0.075 月)	0.95 月(改定なし)	2.15 月(△0.075 月)
	計	2.4 月(△0.15 月)	1.9 月(改定なし)	4.3 月(△0.15 月)

<特別職の職員>

年 間		支給月数 3.25 月 (現行 3.35 月)
支 給 期		期末手当
4 年 度	6 月期	1.625 月 (△0.05 月)
	1 2 月期	1.625 月 (△0.05 月)
	計	3.25 月 (△0.1 月)

<再任用の職員>

年 間		支給月数 2.25 月 (現行 2.35 月)		
支 給 期		期末手当	勤勉手当	計
4 年 度	6 月期	0.675 月(△0.05 月)	0.45 月(改定なし)	1.125 月(△0.05 月)
	1 2 月期	0.675 月(△0.05 月)	0.45 月(改定なし)	1.125 月(△0.05 月)
	計	1.35 月(△0.1 月)	0.9 月(改定なし)	2.25 月(△0.1 月)

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和3年12月期に支給された期末手当の減額調整

ア 西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号)の適用を受ける職員(再任用職員を除く。) 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

ウ 特別職の職員で常勤のもの 167.5分の10

3 施行期日

令和4年4月1日（同日において、一般職の国家公務員の令和4年6月に支給される期末手当の額改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律の施行の日）

議案第 3 2 号 西条市特別会計条例の一部を改正する条例について
(包括支援課)

1 提出の理由

西条市地域包括支援センター業務の委託により、指定介護予防支援事業所として市が実施している介護サービス事業が受託事業者において実施されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市介護保険特別会計のうち、介護サービス事業に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 33 号 西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の一部
を改正する条例について

(衛生施設課)

1 提出の理由

西条市道前クリーンセンターの処理手数料のうち事業所から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料を見直し、搬入量に応じた料金体系とすることにより、ごみの減量化を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

事業所から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料について、搬入量 100 キログラム以上の区分を削除し、10 キログラムごとの処理手数料に統一する。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

議案第 3 4 号 西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
(産業振興課)

1 提出の理由

脱炭素社会の実現に向け積極的に取り組む企業の設備投資に対して優遇措置を講じるとともに、持続可能な奨励制度の実施に資するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 脱炭素化取組促進奨励金の新設

二酸化炭素排出量の削減を図る取組として、2,000万円以上の設備投資を行った指定事業者に対して、投資した設備等に係る固定資産税相当額を3年間、2,000万円を限度に交付する。

(2) 奨励金交付総額の上限の設定

企業立地促進奨励金、用地取得奨励金、雇用促進奨励金及び工業用水利用促進奨励金の指定事業者に係る奨励金の交付総額について、単年度1億円の上限を設け、1億円を超える部分については、次年度以降の申請に基づき交付することとする。

(3) 既存奨励制度の廃止

新規事業促進奨励金及び情報通信関連企業奨励金を廃止する。

(4) 設備投資促進奨励金の交付限度額の引下げ

交付限度額を2,000万円から1,000万円に引き下げる。

(5) 事業継続強化事業費奨励金に係る中小企業者の設備投資額及び交付限度額の引下げ

中小企業者の設備投資額を3,000万円から2,000万円に引き下げるとともに、交付限度額を5,000万円から2,000万円に引き下げる。

3 施行期日

公布の日

議案第 35 号 西条市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

(建設道路課)

1 提出の理由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和2年政令第329号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

自転車通行帯、自動運行補助施設及び歩行者利便増進道路に関する規定を追加する。

3 施行期日

令和4年4月1日